

令和 5 年度 宮崎支部事業計画（案）

※新規事業については **新** を明記

※令和 4 年度事業計画より、「全国健康保険協会の令和 2 年度業務実績に関する評価の基準」を踏まえ、国の施策に関係（寄与）する項目には、「重要度：高」、使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる項目には、「困難度：高」である旨とその理由を記載

令和 5 年 1 月 16 日

令和5年度 事業計画（宮崎支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽ宮崎支部は約40万人の加入者、約20,000事業所の事業主からなる県内最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、支部評議会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者及び事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談、照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）について本部と連携し、お客様満足度の向上を図る。 ・ お客様満足度調査結果に基づき、CS向上委員会を中心にお客様サービス水準の向上に向けた取り組みを推進する。 <p>また、お客様の声に基づく加入者及び事業主の意見や苦情等から協会の課題を見出し、迅速に対応する。</p>

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報及び地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※） $\text{査定率} = \text{レセプト点検により査定（減額）した額} \div \text{協会けんぽの医療費総額}$
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- ・任意継続健康保険の保険証未返納者に対し、一次催告時に電話催告を実施する。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・マイナンバーカードの保険証利用促進を図るため、支部広報誌やホームページ、各種研修会等での周知など引き続き広報を行う。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化及び効率化並びに簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し生産性の向上を推進する。
- ・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備、強化する。併せて、本部と連携しながら、相談マニュアル及びFAQを整備するとともに、効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。
- ・ 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

○ 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

ⅰ）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

【被保険者】

- ・生活習慣病予防健診の自己負担額軽減を積極的にアピールしながら、関係団体等とも連携した受診勧奨に取り組む。
- ・健診実施機関への受診勧奨業務委託による受診率向上を図る。
- ・健診実施機関の拡大及び、受診枠拡大の働きかけを行う。
- ・事業者健診データ取得については外部委託を活用し、同意書取得、健診結果提供勧奨及び健診結果データ化を効率的に推進する。また健診機関による積極的な取得勧奨を促進し、取得率の拡大を図る。
- ・事業者健診データ取得率が低い事業所に対して、事業所訪問等による提供勧奨を行う。

【被扶養者】

- ・ショッピングモールなど、県内各地の大規模会場における協会主催の集団健診を実施する。また、自治体と連携しがん検診との同時実施を推進する。さらに、日数及び会場の増加による集団健診実施機会の拡大を図る。
- ・パート先で受診した定期健診結果の提供勧奨を行う。
- ・被扶養者の「特定健診実施機関検索サイト」を外部委託で作成し支部ホームページやメールマガジン等からアクセスできるようにすることで、簡便に予約ができる環境を整える。
- ・事業主向けに被扶養者の特定健診に関するリーフレットを作成し、事業所あておよび経済団体等に配布し、事業主から従業員の被扶養者に対して特定健診受診勧奨を実施していただくことを推進する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

新

新

新

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 162,477人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 66.5%（実施見込者数：108,044人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 8.5%（取得見込者数：13,811人）

- 被扶養者（実施対象者数：38,896人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 31.0%（実施見込者数：12,058人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を66.5%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 8.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

【被保険者】

- ・ 支部直営においては訪問や来所のほか情報通信技術を活用した遠隔による特定保健指導を行う。
- ・ 外部委託による健診日当日の特定保健指導を推進する。また、外部委託拡大のための働きかけや、契約機関に対しては実施件数拡大の働きかけを行う。
- ・ 初回面談実施率が低い事業所に対して、事業所訪問等による特定保健指導受け入れの勧奨を行う。

【被扶養者】

- ・ 集団健診で受診した該当者を対象に健診結果説明会を開催し、同時に支部保健師による保健指導を実施する。また、集団健診を実施した健診実施機関に対し、健診日における初回面談を働きかける。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：24,858人）

- ・ 特定保健指導 実施率 38.0%（実施見込者数：9,446人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,133人）

- ・ 特定保健指導 実施率 16.8%（実施見込者数：190人）

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする
②被扶養者の特定保健指導の実施率を16.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 文書や電話による要受診者への受診勧奨を行う。
- ・ 健診実施機関に対して血圧高値者に対する健診当日の受診勧奨を働きかける。
- ・ 糖尿病性腎症を含む慢性腎臓病（CKD）のリスクのある加入者への受診勧奨を行う。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 7,000人

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

iv) その他の保健事業

- ・ 35歳で初めて生活習慣病予防健診を受診した喫煙者へ禁煙勧奨チラシの送付及びアンケート調査を実施し、禁煙への動機づけを行う。

v) コラボヘルスの推進

新

- ・ 行政機関及び経済団体並びに生命保険会社等との連携や、**電話勧奨業務の外部委託**により健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。
- ・ 支部で作成した「取組事例集」の配布により、健康宣言事業所の拡大及び取組の活性化を図る。
- ・ 健康宣言事業所に対する健康づくりのサポートを行う。

健康に関する情報冊子の配布

年度ごとの「健康度レポート」提供及び訪問等による説明

健康器具の貸出し

宮崎県と連携した県保健師のサポート及び支部保健師によるサポート

健康づくりオンラインセミナー開催

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 720 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

新

- ・ 支部広報誌や新聞広告等の紙媒体広告、**ソーシャルメディア、ラジオ等のメディア**、支部ホームページ、メールマガジン等を活用したタイムリーな広報を実施するとともに、若年層のヘルスリテラシー向上のための広報を推進する。

- ・ 社会保険協会と連携し、各種研修会を実施する。
- ・ 定期的に健康づくりに関する情報誌等を送付する。
- ・ 「協会けんぽガイドブック」等の共通広報資材を活用した広報を実施する。
- ・ 電話及び文書勧奨により、健康保険委員委嘱者数を拡大する。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.5%以上とする。

○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等の県内平均と比較した「見える化ツール」を活用し、医療機関や薬局関係者に対して働きかける。
- ・ 県内調剤薬局に対する地域の処方実績を示した「医薬品実績リスト」及び統計資料を配付する。
- ・ 宮崎市と連携し、乳幼児（0～4歳）の保護者を対象に、ジェネリック医薬品使用促進成りフレットを配布する。
- ・ 地域ごとのジェネリック医薬品使用状況分析結果等を、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。
- ・ 支部広報誌、ホームページ、メールマガジン等による加入者への啓発を目的とした広報を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・実施結果の検証により、重点施策へ反映させる。
- ・支部広報誌、新聞、メールマガジン等を活用した丁寧な周知広報を実施する。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議における積極的な意見発信を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等による加入者や事業主に情報提供を行う。
- ・宮崎県地域医療構想調整会議、医療費適正化策定委員会及び国民健康保険運営協議会において、積極的な意見発信を行う。
- ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮崎労働局の働き方改革推進会議において積極的な意見発信を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

<p style="text-align: center;">新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・本部や他機関等が開催する統計分析研修へ積極的に参加する。 ・看護大学及びアドバイザーとの共同研究を推進する。 ・共同研究結果の各種学会や調査研究報告書等による積極的な意見発信を行う。 ・新システムを活用し、評議会や各種協議会等にわかりやすい資料で情報を発信する。 ・調剤だけでなく、医科およびDPCを含めたジェネリック医薬品の分析を行う。 ・医療費分析により判明した「妊娠、分娩および産じょく」に係る更なる分析と医療費適正化対策を実施する。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切な実施による、実績や能力本位の人事を推進する。 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を通じた職場における人材育成（OJT）と、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）により、必要とされる知識、スキルの定着及び向上を図る。 ・支部主催の研修計画を策定、実施することによる職員の能力及びモチベーション向上を図る。 ○ 支部業績評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を徹底し支部業績の向上を図る。 ○ リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。
- 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

○ コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・入札方式を適正に選択することで、経費削減を図るとともに、ホームページに必要な調達結果を公表し透明性の確保を図る。
- ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聞き取り調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
- ・消耗品の在庫管理を行い、Web 発注による経費節減を図る。
- ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする